

令和6年12月須坂市議会定例会 追加議案説明書

番 号	件 名	概 要 説 明
報告第14号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）	市の義務に属する損害賠償の額を下記のとおり定めたので報告する。 1 損害賠償の原因 倒木による倉庫破損 2 損害賠償の金額 171,055円 3 損害賠償の相手方 ***** *****
議案第93号	須坂市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	（改正内容） 市職員等の給与の見直しに伴い改正する。 （須坂市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正） 第1条関係 1 令和6年12月における期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げる。 2 令和6年11月以降における寒冷地手当の支給額を引き上げる。 3 給料表を改める。 （須坂市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正） 第2条関係 暫定再任用職員の給与に係る調整規定を加える。 （須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正） 第3条関係 令和6年12月における期末手当の支給割合を引き上げる。 （須坂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正） 第4条関係 令和6年12月における期末手当の支給割合を引き上げる。 （施行期日等） 1 公布の日から施行する。 2 第1条の規定（第30条第1項及び別表第1の改正規定に限る。）による改正後の須坂市一般職の職員の給与に関する条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（第24条第1項、第2項及び第27条第1項の改正規定に限る。）による改正後の須坂市一般職の職員の給与に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。 3 第3条の規定による改正後の須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

議案第94号	2024年度須坂市一般会計補正予算 第6号	歳入歳出それぞれ 227,380千円を追加する。
議案第95号	2024年度須坂市国民健康保険特別 会計補正予算第4号	歳入歳出それぞれ 654千円を追加する。
議案第96号	2024年度須坂市介護保険特別会計 補正予算第3号	歳入歳出それぞれ 6,320千円を追加する。
議案第97号	2024年度須坂市後期高齢者医療特 別会計補正予算第3号	歳入歳出それぞれ 226千円を追加する。
議案第98号	2024年度須坂市水道事業会計補正 予算第3号	収益的支出 2,013千円を追加する。